

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目次

◇ 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)

生活保護法による診療所等の廃止 ( )

生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 ( )

青少年に有害な図書類の指定 (児童家庭課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (農村整備課)

小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (水産課)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可 ( )

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則による知事が定める額の決定の一部改正 (建築課)

◇ 告 平成七年度後期技能検定の合格者 (労政・能力開発課)

警備員指導教育責任者講習の実施 (生活安全企画課)

## 告示

### 鳥取県告示第二百十八号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関

を指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
きむら耳鼻咽喉科医院	鳥取市富安一丁目七六一二	平成八年三月九日
米子医療画像診療所	米子市河崎五八四一四	平成八年三月十四日
医療法人社団つくだ医院	倉吉市江三三七一三	平成八年三月十九日
サンライフ薬局	米子市三旗町六一一	平成八年二月五日
薬局スタッセ	米子市道笑町四丁目二三八	平成八年二月二十一日
みなみ薬局	鳥取市富安一丁目七六	平成八年三月八日
老人訪問看護ステーションせいわ	倉吉市上井三〇二一一	平成八年三月一日

### 鳥取県告示第二百十九号

生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
米子医療画像診療所	米子市河崎五八四一	平成八年二月一日
つくだ医院	倉吉市中江三二七三	平成八年二月二十九日

鳥取県告示第二百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十一条の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条の規定により次のとおり告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九一一	平成八年三月六日

鳥取県告示第二百二十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行所名
		題 号	表示された発行記号等	
5485	雑誌その物の刊行物	クラスタネットジュニア	雑誌コード 03285-11	マガジン社
5486	〃	お隣の姉さん	雑誌コード 02291-01	マガジン社
5487	〃	投稿ニヤソニヤ写真	雑誌 16747-1	マガジン社
5488	〃	ツツザル写真館	雑誌 01447-11	マガジン社
5489	〃	ツツザル通信	雑誌 01559-11	マガジン社
5490	〃	パンストコロクシヨソ	雑誌コード 12206-11	マガジン社
5491	〃	おとこの特選情報11月号増刊	雑誌 13724-1	マガジン社
5492	〃	満開花電車	BOOK.NO. ANG-68	マガジン社
5493	〃	スライトホール	BOOK.NO. ANG-69	マガジン社
5494	〃	締めつけ瓶意	NO. 63	マガジン社
5495	〃	夢中になれるコトが好き	NO. 89	マガジン社
5496	〃	痺れて満開	NO. 90	マガジン社
5497	〃	夜遊び	雑誌 09011-12	マガジン社
5498	〃	バナナ通信	雑誌 17591-1	マガジン社
5499	〃	漫画コーナー	雑誌 08937-4	マガジン社
5500	〃	劇画コヤマソンド	雑誌 13625-4	マガジン社
5501	〃	漫画ピソククタイム	雑誌 18383-12	マガジン社
5502	〃	漫画ラフトピアスベシヤル	雑誌 18349-4	マガジン社
5503	〃	桃色あそび	雑誌コード 07588-4/15	マガジン社
5504	録画テープ	桃色あそび	HV-03	マガジン社

鳥取県告示第二百二十二号

大山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業中高地区農業用排水及び暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年四月一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十三号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間を平成八年四月五日から同月十九日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定に基づき、河原団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

二 事業施行期間

全体期間 変更前 平成七年四月四日から平成九年三月三十一日まで

変更後 平成七年四月四日から平成十年三月三十一日まで

第一工区 変更前 平成七年四月四日から平成八年三月三十一日まで

変更後 平成七年四月四日から平成九年三月三十一日まで

第二工区 変更前 平成七年四月四日から平成九年三月三十一日まで

変更後 平成七年四月四日から平成十年三月三十一日まで

三 施行地区の区域

全体区域

八頭郡河原町大字長瀬字土稗、字津登出、字島台、字境、字土居ノ内及び字伝神の各一部

第一工区

八頭郡河原町大字長瀬字土稗、字津登出、字島台及び字境の各一部

第二工区

八頭郡河原町大字長瀬字土居ノ内及び字伝神の各一部

<p>四 事務所の所在地 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社</p> <p>五 施行認可の年月日 平成七年三月三十一日</p> <p>六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日</p> <p>七 告示の方法 事務所の掲示板に掲示する。</p> <p>八 変更認可の年月日 平成八年三月二十六日</p>	<p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p><b>鳥取県告示第二百二十六号</b> 平成六年十月鳥取県告示第七百六号（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則による知事が定める額の決定について）の一部を次のように改正し、平成八年四月一日から施行する。</p> <p>平成八年三月二十九日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>「五十七万六千円」を「五十八万二千円」に改める。</p>
<p><b>鳥取県告示第二百二十五号</b> 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>平成八年三月二十九日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>公 告</p> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成7年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。</p> <p>平成8年3月29日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
<p>一 施行者の名称 境港市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 米子境港都市計画道路事業 三・六・一号境港停車場岬町線</p> <p>三 事業施行期間 平成三年十一月二十六日から平成九年三月三十一日まで （変更前 平成三年十一月二十六日から平成八年三月三十一日まで）</p> <p>四 事業地</p>	<p>特級技能検定合格者 機械加工 井 田 幸 成 建設機械整備</p>

矢部 慶一  
一級技能検定合格者

さく井

ロータリーさく井工事作業

坂本 光明 山根 弘行

鍛造

ハンマ型鍛造作業

下山 広行

プレス型鍛造作業

谷脇 昭人 園本 広信

機械加工

普通旋盤作業

須田 英昭

フライス盤作業

須田 英昭

円筒研削盤作業

須田 英昭

建築板金

内外装板金作業

山谷 隆則

ダクト板金作業

山谷 隆則

機械検査

機械検査作業

灘 先啓

機械保全

機械系保全作業

小川 清志 深田 直己

鐵本 義秀  
末松 孝一  
電気系保全作業

山田 英夫

林原 浩志

山本 洋治

空気圧装置組立て

空気圧装置組立て作業

二岡 泰治

油圧装置調整

油圧装置調整作業

野口 利之

農業機械整備

農業機械整備作業

寺坂 清美

坂口 俊昭

門田 眞延

川端 禮

山根 健治

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工

山本 盛生

朝倉 健二

紳士服製造

紳士既製服型紙製作作業

加藤 均

紳士既製服縫製作業

紳士既製服縫製作業

杉浦 清天

植原 敏夫

坂田 隆志

小林 秀雄

小谷 和一

須田 英昭

谷尾 栄博

森ノ向 一博

高上 和達

森本 之勉

竹内 健二

鳥飼 厚孝

浅田 中雅

山本 哲久

山本 哲久

夫俊

稲田 明宏

山本 哲久

夫俊

山本 哲久

夫俊

山本 哲久

夫俊

山本 哲久

夫俊

山本 哲久

夫俊





北山千代美	森本育代	北山順一	谷本晃	西尾雅夫	林賢一郎
山川幸夫			阪田孝	尾岡健二	吉永洋一
機械木工			佐伯慎之介	岡川順二	中山本日出
数值制御ルーター作業			岡島吉利	寺山寛	山本憲伸
宮川信二	日野善夫	中嶋英仁	岡漆野利	小横三山悦	石前太田俊
尾城勝			馬野貴	山根中根	岩田本勝
プラスチック成形			健代	藤原	木新
射出成形作業			伊藤	代	木新
谷口孝弘			石大	坂賀	木新
石材施工			大尾	賀崎	木新
石材加工作業			澤真	崎	木新
時実稔	松尾福正		真柴	田	木新
建築大工			池	田	木新
大工工事作業			藤	田	木新
小山隆実	松田幸也		湖	山	木新
かわらぶき			森	田	木新
かわらぶき作業			森	田	木新
児島直人	能見春雄		村	田	木新
太田孝志			黒	田	木新
配管			鉄筋施工		
建築配管作業			鉄筋組立て作業		
田中孝博	野田收	庭崎政之	山崎祐介	早瀬伸一	松本和博
玉島光俊	野中北	庭崎政之	コンクリート圧送施工		
小林俊守	瀨村英之	庭崎政之	コンクリート圧送工事作業		
小秋元	林政憲	庭崎政之	豊田輝夫		
福安進	山元則二	庭崎政之	防水施工		

合成ゴムシート防水工事作業

林 茂雄 林 雅人 大野 潤一

ガラス施工

ガラス工事作業

小川 明男 谷口 正和 坂本 一利

清水 英樹 長谷川 忠

機械プラント製図

機械製図作業

島崎 桂 尾崎 英夫 三浦 貴

三級技能検定合格者

機械検査

機械検査作業

山崎 達哉

とび

とび作業

吉持 英樹 杉谷 栄一 石崎 裕二

テクニカルイラストレーション

テクニカルイラストレーション作業

岩崎 泉 石淵 龍治 大庭 慶之

亀尾 徳学 妹尾 俊宏 本池 晋一

足穂 恵美 江刺 佳枝 小谷 徳子

畑 智子 福井 智子

単一等級技能検定合格者

電子回路接続

電子回路接続作業

横山 信子 岩本 智和 松本 吉弘

横山 賢 山根 忠男 堤本 奈々子

谷口 早苗 長石 幸枝 塩田 祥子  
日下部 充 山本 孝弘 谷口 玲子  
岸田 浩明

樹脂接着剤注入施工

エポキシ樹脂注入工事作業

山本 伸一 田中 昭次

警備業法 (昭和47年法第117号) 第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育  
責任者講習を次のとおり実施する。

平成8年3月29日

鳥取県公安委員会委員長 上田 務

1 実施日時

(1) 平成8年5月20日 (月) から同月24日 (金) まで

(2) 時間 午前9時から午後5時40分まで

2 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28会議室

3 講習事項

(1) 警備業務実施の基本原則に関すること。

(2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。

(3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。

(4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

(5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講申込書の受付期間

平成8年4月15日 (月) から同年5月8日 (水) まで (郵送による場合は、平成8

年5月9日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

5 受講申込書の提出先

- (1) 県内に住所を有する者  
住所地为管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する者

〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課

6 受講申込書の提出部数等

受講申込書は、正副2通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、31,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

8 その他

- (1) 講習終了後に終了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全企画課(電話0857-23-0111)にすること。